記者発表資料

平成２８年９月３０日
秋田河川国道事務所
湯沢河川国道事務所
成瀬ダム工事事務所
玉川ダム管理所

「雄物川水系河川整備計画（大臣管理区間）（変更素案）に対する意見募集及び意見発表者の募集について」

○国土交通省東北地方整備局では、平成２６年１１月に策定された「雄物川水系河川整備計画（大臣管理区間）」に基づき、雄物川の治水、利水、河川環境の整備と保全、維持管理を進めています。

○このたび、平成２７年９月に発生した関東・東北豪雨により水防災意識社会を再構築する取組を行うこと、並びに、成瀬ダムの型式等諸元に変更が生じたことから、「雄物川水系河川整備計画（大臣管理区間）（変更素案）」を作成しましたので、関係する住民の皆様から広くご意見を募集いたします。

○また、「関係住民からの意見を聴く場」を開催しますので、ご意見をいただく意見発表者を募集いたします。

○意見募集の実施について

別添１「雄物川水系河川整備計画（大臣管理区間）（変更素案）に対する意見募集について」を参照

○意見発表者の募集について

別添２「雄物川水系河川整備計画（大臣管理区間）（変更素案）に対する意見発表者の募集について～「『雄物川水系河川整備計画（大臣管理区間）（変更素案）』に対する関係住民からの意見を聴く場」の開催～」を参照

≪発表記者会≫
秋田県政記者会、横手記者会、秋田魁新報社大曲支局・角館支局・湯沢支局

問い合わせ先

国土交通省　東北地方整備局

【湯沢河川国道事務所】
住所　湯沢市関口字上寺沢 64 番地 2 号
TEL ０１８３－７３－３１７４（代表）
副所長（河川）　佐藤　徳男（内線２０４）
○調査第一課長　　木村　博英（内線３５１）

別添1

平成２８年９月３０日

雄物川水系河川整備計画（大臣管理区間）（変更素案）に対する意見募集について

国土交通省東北地方整備局では、「雄物川水系河川整備計画（大臣管理区間）」の見直しに向けた取り組みを進めています。

このたび「雄物川水系河川整備計画（大臣管理区間）（変更素案）」を作成しましたので、関係する住民の皆様から広く意見を募集いたします。

１．意見募集対象

雄物川水系河川整備計画（大臣管理区間）（変更素案）

（以下「整備計画（変更素案）」という。）

※整備計画（変更素案）の閲覧・入手方法については、５．をご参照ください。

２．意見募集期間

平成２８年１０月３日（月）～ 平成２８年１１月４日（金）（１７時必着）

※郵送の場合は当日消印まで有効

３．応募方法

ご意見は、次のいずれかの方法にてご提出ください。

（１）意見書による提出

別紙－１（意見提出様式）に下記の①～⑥をご記入のうえ、ご提出をお願いします。

① 氏名（企業・団体としての意見提出の場合は、企業・団体名、代表者名、担当部署名及び担当者名）
② 住所
③ 電話番号又は電子メールアドレス
④ 年齢（企業、団体の場合は不要）
⑤ ご意見（ご意見に対する整備計画（変更素案）の該当頁と行も合わせて記載してください）
⑥ 意見募集を知った情報源

送付先：国土交通省東北地方整備局　湯沢河川国道事務所　調査第一課　宛

次のいずれかの方法でご提出ください。

① 郵送の場合：〒012-0862　秋田県湯沢市関口字上寺沢６４－２
② ＦＡＸの場合：0183-72-2164

③ 意見募集箱への投函の場合

別紙―２の閲覧場所に設置している募集箱へ投函してください。

（２）湯沢河川国道事務所のホームページ（インターネット）への意見提出

湯沢河川国道事務所のホームページ内の「雄物川水系河川整備計画（大臣管理区間）(変更素案)」についての意見募集ページの書き込み欄に記入してください。

意見募集ページ：

http://www.thr.mlit.go.jp/yuzawa/01_kawa/iken/iken_2016.htm

４．意見提出にあたっての注意事項

①ご意見は別紙―１（意見提出様式）の意見書に 200 文字以内で記載して下さい。

②ご意見は日本語でご記入いただくようお願いします。

③ご記入いただきました個人情報については「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき適切に取り扱います。また、いただいたご意見とともに、年齢、住所(都道府県名と市町村名)を公表する場合があります。

④電話でのご意見は受け付けておりません。

⑤提出していただいたご意見については、東北地方整備局の考え方を示した上で、後日公表する予定です。

⑥期限までに到着しなかったもの、上記１．～４．の意見の提出方法・内容に沿わない形で提出されたもの及び下記に該当する内容については無効といたします。

- 個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
- 個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
- 個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
- 法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
- 営業活動等営利を目的とした内容

５．整備計画（変更素案）の閲覧・入手方法

整備計画（変更素案）は、次の方法で閲覧又は入手することができます。

①インターネットによる閲覧・ダウンロード

国土交通省東北地方整備局　湯沢河川国道事務所ホームページをご覧願います。

http://www.thr.mlit.go.jp/yuzawa/01_kawa/iken/iken_2016.htm

②閲覧場所での資料の閲覧

別紙―２の閲覧場所において、整備計画（変更素案）を閲覧することができます。

閲覧期間：平成２８年１１月４日（金）１７時まで

なお、閲覧場所に備え付けの閲覧資料は貸し出しできませんのでご了承願います。

〈応募手続等に関する問い合わせ先〉

国土交通省　東北地方整備局　湯沢河川国道事務所

TEL 0183-73-3174(代表)

副所長（河川）　佐藤　徳男（内線 204）

○調査第一課長　　木村　博英（内線 351）

別紙―１（意見提出様式）

国土交通省東北地方整備局　湯沢河川国道事務所　調査第一課　宛

「雄物川水系河川整備計画（大臣管理区間）（変更素案）」に対する

意　見　書

①氏名(フリガナ)		
②住所（都道府県名と市町村名までは、必ずご記入ください。）		
③電話番号又は 電子メールアドレス		
④年齢		20歳未満・20代・30代・40代・50代・60歳以上
意見該当箇所		⑤ご意見ごとに 200 文字以内で記載してください。
頁	行	
⑥今回の意見募集を どのように知りましたか？		ホームページ（国土交通省）　・　市町村広報誌　・　閲覧場所　・　左記以外

※いただいたご意見に関しての個人情報は、目的以外では使用いたしません。

〔　　／　　〕

記載例

別紙―１（意見提出様式）

国土交通省東北地方整備局　湯沢河川国道事務所　調査第一課　宛

「雄物川水系河川整備計画（大臣管理区間）（変更素案）」に対する

意　見　書

①氏名(フリガナ)		東北　太郎（トウホク　タロウ）
②住所（都道府県名と市町村名までは、必ずご記入ください。）		秋田県湯沢市
③電話番号又は 電子メールアドレス		０１８３－●●－●●●●
④年齢		20歳未満・20代・30代・40代・(50代)・60歳以上
意見該当箇所		⑤ご意見ごとに 200 文字以内で記載してください。
頁	行	
■	◆	【意見１】（複数意見がある場合にはご意見ごとに分けてください） ●●については、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・であり、・・・・・・・・・・・・・・・・・ではないか。
○	×	【意見２】 ●●については、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・であり、・・・・・・・・・・・・・・・・・と思う。
△	▲	【意見３】 ○○は、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・である。 また、・・・・・・・・・・・・・・・・・の場合は、・・・・・・・・・・も考えられる。 上記を勘案すると、・・・・・・・・・・が望ましいと考えられる。
⑥今回の意見募集を どのように知りましたか？		(ホームページ（国土交通省）)・市町村広報誌・閲覧場所・左記以外

〔　1/○　〕

※複数ページになる場合には、〔当該ページ/全ページ数〕を記入して下さい。

◆ 「雄物川水系河川整備計画(変更素案)」の閲覧場所　　※平成28年10月3日(月)から閲覧可能　　別紙－2

地　域	機　関	閲　覧　場　所	担 当 課	住　所	閲 覧 時 間
秋田市内	国土交通省	東北地方整備局 秋田河川国道事務所	調査第一課	〒010-0951　秋田県秋田市山王1丁目10-29	8時30分～17時00分(土日、休日を除く)
		東北地方整備局 秋田河川国道事務所 茨島出張所		〒010-0065　秋田県秋田市茨島5丁目6-28	
	秋田県	秋田県庁 本庁舎	建設部 河川砂防課	〒010-8570　秋田県秋田市山王4丁目1-1	
		秋田県 秋田地域振興局		〒010-0951　秋田県秋田市山王4丁目1-2	
	秋田市	秋田市役所 本庁舎	建設部 道路建設課	〒010-8560　秋田県秋田市山王1丁目1番1号	
		秋田市役所 雄和市民サービスセンター		〒010-1223　秋田県秋田市雄和妙法字上大部48-1	
大仙市内	国土交通省	東北地方整備局 湯沢河川国道事務所 大曲出張所		〒014-0054　秋田県大仙市大曲金谷町25-40	
		東北地方整備局 湯沢河川国道事務所 大曲国道維持出張所		〒014-0067　秋田県大仙市飯田字大道端128	
	秋田県	秋田県 仙北地域振興局		〒014-0062　秋田県大仙市大曲上栄町13-62	
	大仙市	大仙市役所 大曲南庁舎	建設部 道路河川課	〒014-0063　秋田県大仙市大曲日の出町2丁目8番4号	
		大仙市役所 神岡支所		〒019-1701　秋田県大仙市神宮寺字蓮沼16番地3	
		大仙市役所 西仙北支所		〒019-2112　秋田県大仙市刈和野字本町5	
		大仙市役所 中仙支所		〒014-0203　秋田県大仙市北長野字茶畑141	
		大仙市役所 協和支所		〒019-2411　秋田県大仙市協和境字野田4番地	
		大仙市役所 仙北支所		〒014-0805　秋田県大仙市高梨字田茂木10番地	
		大仙市役所 太田支所		〒019-1613　秋田県大仙市太田町太田字新田田尻3番地4	
		大仙市役所 南外支所		〒019-1902　秋田県大仙市南外字下袋218	
	その他	道の駅 かみおか		〒019-1702　秋田県大仙市北楢岡字船戸187	
		道の駅 なかせん		〒014-0207　秋田県大仙市長野字高畑95-1	

地　域	機　関	閲覧場所	担当課	住　所	閲覧時間
横手市内	国土交通省	東北地方整備局 湯沢河川国道事務所 十文字出張所		〒019-0522　秋田県横手市十文字町西上38-3	8時30分～17時00分(土日、休日を除く)
	秋田県	秋田県 平鹿地域振興局		〒013-8502　秋田県横手市旭川1丁目3番41号	
	横手市	横手市役所（平鹿地域振興局庁舎内）	建設課	〒013-8502　秋田県横手市旭川1丁目3番41号	
		横手市役所 増田地域局		〒019-0701　秋田県横手市増田町増田字土肥館173番地	
		横手市役所 横手地域局		〒013-8601　秋田県横手市条里1丁目1番64号（条里南庁舎）	
		横手市役所 平鹿地域局		〒013-0105　秋田県横手市平鹿町浅舞字浅舞393番地	
		横手市役所 雄物川地域局		〒013-0205　秋田県横手市雄物川町今宿字鳴田1番地	
		横手市役所 大森地域局		〒013-0514　秋田県横手市大森町字大中島268番地	
		横手市役所 十文字地域局		〒019-0527　秋田県横手市十文字町字海道下7番地	
		横手市役所 山内地域局		〒019-1108　秋田県横手市山内土渕字二瀬8番地4	
		横手市役所 大雄地域局		〒013-0461　秋田県横手市大雄字三村東18番地	
	その他	道の駅 十文字		〒019-0529　秋田県横手市十文字町字海道下21番地4	
		道の駅 さんない		〒019-1108　秋田県横手市山内土渕字小目倉沢34	
湯沢市内	国土交通省	東北地方整備局 湯沢河川国道事務所	調査第一課	〒012-0862　秋田県湯沢市関口字上寺沢64-2	
		東北地方整備局 湯沢河川国道事務所 湯沢国道維持出張所		〒012-0855　秋田県湯沢市愛宕町5丁目1-3	
		東北地方整備局 成瀬ダム工事事務所	調査設計課	〒012-0862　秋田県湯沢市関口字上寺沢64-2	
	秋田県	秋田県 雄勝地域振興局		〒012-0857　秋田県湯沢市千石町2丁目1-10	
	湯沢市	湯沢市役所 本庁舎	建設部 建設課	〒012-8501　秋田県湯沢市佐竹町1番1号	
		湯沢市役所 稲川総合支所		〒012-0105　秋田県湯沢市川連町字上平城120番地	
		湯沢市役所 雄勝総合支所		〒019-0204　秋田県湯沢市横堀字下柴田39番地	
		湯沢市役所 皆瀬総合支所		〒012-0183　秋田県湯沢市皆瀬字沢梨台51番地	
	その他	道の駅 おがち		〒019-0205　秋田県湯沢市小野字橋本90	

地　域	機　関	閲覧場所	担当課	住　所	閲覧時間
羽後町内	羽後町	羽後町役場	建設課	〒012-1131　秋田県雄勝郡羽後町西馬音内字中野177	8時30分～17時00分(土日、休日を除く)
	その他	道の駅 うご		〒012-1131　秋田県雄勝郡羽後町西馬音内字中野200	
東成瀬村内	東成瀬村	東成瀬村役場	建設課	〒019-0801　秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下30-1	
仙北市内	国土交通省	東北地方整備局 湯沢河川国道事務所 秋田駒ケ岳山系砂防出張所		〒014-1201　秋田県仙北市田沢湖生保内字駒ケ岳2-16	
		東北地方整備局 玉川ダム管理所		〒014-1205　秋田県仙北市田沢湖玉川字下水無92	
	仙北市	仙北市役所 西木庁舎	建設部 建設課	〒014-0592　秋田県仙北市西木町上荒井字古堀田47	
		仙北市役所 角館庁舎		〒014-0392　秋田県仙北市角館町東勝楽丁19	
		仙北市役所 中町庁舎		〒014-0318　秋田県仙北市角館町中町36	
		仙北市役所 田沢湖庁舎		〒014-1298　秋田県仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30	
美郷町内	美郷町	美郷町役場 本庁舎	建設課	〒019-1541　秋田県仙北郡美郷町土崎字上野乙170番地10	
		美郷町役場 六郷出張所		〒019-1404　秋田県仙北郡美郷町六郷字安楽寺122番地	8時30分～17時00分(月曜日(国民の祝日に当たる場合は翌日)を除く)
		美郷町役場 仙南出張所		〒019-1234　秋田県仙北郡美郷町飯詰字北中島37番地1	
	その他	道の駅 雁の里せんなん		〒019-1302　秋田県仙北郡美郷町金沢字下舘124	8時30分～17時00分(土日、休日を除く)

別添2

平成２８年9月３０日

雄物川水系河川整備計画（大臣管理区間）（変更素案）に対する意見発表者の募集について

～「『雄物川水系河川整備計画（大臣管理区間）（変更素案）』に対する関係住民からの意見を聴く場」の開催～

国土交通省東北地方整備局では、「雄物川水系河川整備計画（大臣管理区間）」の見直しに向けた取り組みを進めています。

このたび「雄物川水系河川整備計画（大臣管理区間）（変更素案）」を作成しましたので、河川法第１６条の２第４項に基づき関係する住民の皆様からご意見をお聴きするため「『雄物川水系河川整備計画（大臣管理区間）（変更素案）』に対する関係住民からの意見を聴く場」を開催しますので、以下のとおり意見発表者を募集いたします。

１．意見聴取対象

雄物川水系河川整備計画（大臣管理区間）（変更素案）

（以下「整備計画（変更素案）」という。）

※整備計画（変更素案）の閲覧・入手方法については、７．をご参照ください。

２．開催日時・場所

①秋田会場

開催日時：平成２８年１０月１７日（月）

１９：００～２１：００（受付は１８：３０より）

開催場所：＜秋田市雄和市民サービスセンター＞

〒010-1223　秋田県秋田市雄和妙法字上大部４８－１

②大仙会場

開催日時：平成２８年１０月２１日（金）

１９：００～２１：００（受付は１８：３０より）

開催場所：＜大仙市大曲交流センター＞

〒014-0063　秋田県大仙市大曲日の出町二丁目７番53号

③雄物川会場

開催日時：平成２８年１０月１９日（水）

１９：００～２１：００（受付は１８：３０より）

開催場所：＜雄物川コミュニティセンター＞

〒013-0208　秋田県横手市雄物川町沼館字高畑３３８

④湯沢会場

開催日時：平成２６年１０月１４日（金）

１９：００～２１：００（受付は１８：３０より）

開催場所：＜湯沢市役所＞

〒012-0824　秋田県湯沢市佐竹町１番１号

⑤羽後会場

開催日時：平成２８年１０月１８日（火）

１９：００～２１：００（受付は１８：３０より）

開催場所：＜羽後町活性化センター＞

〒012-1131　秋田県雄勝郡羽後町西馬音内字中野１８７

⑥東成瀬会場

開催日時：平成２８年１０月１３日（木）

１９：００～２１：００（受付は１８：３０より）

開催場所：＜東成瀬村山村開発センター＞

〒019-0801　秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下３０－１

・各会場の場所（地図）については、別紙―１～６をご参照ください。

・ご意見を発表されない方でも、傍聴することは可能です。ただし、会場に入りきれない場合は先着順とさせていただきます（各会場４０名程度）。

３．応募対象者

秋田県内にお住まいの方

４．応募方法

ご意見の発表には事前の申し込みが必要です。

発表を希望される方は、別紙―７（意見発表応募用紙）にてご応募ください。

応募先：国土交通省 東北地方整備局 湯沢河川国道事務所　調査第一課

次のいずれかの方法でご応募ください。

（１）郵送の場合：〒012-0862　秋田県湯沢市関口字上寺沢６４－２

（２）ＦＡＸの場合：0183-72-2164

（３）電子メールの場合：yuzawa@thr.mlit.go.jp

（件名に、「雄物川水系河川整備計画（変更素案）に対する意見を聴く場」と明記してください。）

〆　切：平成２８年１０月７日（金）１７時必着

・ご意見の発表は、お一人につき６会場のいずれか１会場において１回とさせていただきます。

・応募者が多数となった場合には、先着順とさせていただきます。あらかじめご了承願います。

・ご意見を発表いただく方には、平成２８年１０月１２日（水）頃までに電話及び郵送でお知らせいたします。

５．当日の受付

・会場にお越しの際は、会場で受付をお願いいたします（傍聴者も含みます）。

・ご意見を発表される方（４．で意見発表の応募をされ、発表いただく連絡を受けた方）は、受付時に係の者にお申しつけください。発表の順番等をお伝えします。

６．当日の進行

①ご意見を発表いただくのに先立ち、整備計画（変更素案）の概要説明を行います（１０分程度）。

②①の後、受付時にお伝えした順番で発表をお願いいたします。

ご意見の発表にあたっては、別紙―８の「整備計画（変更素案）に対するご意見の発表にあたっての留意事項」をご理解いただいた上で、発表をお願いいたします。

７．整備計画（変更素案）の閲覧・入手方法

整備計画（変更素案）は、次の方法で閲覧又は入手することができます。

○インターネットによる閲覧・ダウンロード

国土交通省東北地方整備局 湯沢河川国道事務所ホームページをご覧願います。

http://www.thr.mlit.go.jp/yuzawa/01_kawa/iken/iken_2016.htm

○閲覧場所での資料の閲覧

別紙－９の閲覧場所において、整備計画（変更素案）を閲覧することができます。

閲覧期間：平成２８年１１月４日（金）１７：００まで

なお、閲覧場所に備え付けの閲覧資料は貸し出しできませんので、ご了承願います。

〈応募手続等に関する問い合わせ先〉
国土交通省　東北地方整備局　湯沢河川国道事務所
TEL 0183-73-3174(代表)
副所長（河川）　佐藤　徳男（内線 204）
○調査第一課長　木村　博英（内線 351）

別紙－１

①秋田会場

秋田市雄和市民サービスセンターへのアクセス



【所在】　秋田県秋田市雄和妙法字上大部４８－１

別紙－２

②大仙会場

大仙市大曲交流センターへのアクセス



【所在】　秋田県大仙市大曲日の出町二丁目７番53号

別紙－３

③雄物川会場

雄物川コミュニティセンターへのアクセス



【所在】　秋田県横手市雄物川町沼館字高畑338

別紙－４

④湯沢会場

湯沢市役所へのアクセス



【所在】　秋田県湯沢市佐竹町１番１号

別紙－５

⑤羽後会場

羽後町活性化センターへのアクセス



【所在】　秋田県雄勝郡羽後町西馬音内字中野 187

別紙－６

⑥東成瀬会場

東成瀬村山村開発センターへのアクセス



【所在】　秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下 30-1

別紙－７（意見発表応募用紙）

（受付番号：　　）

受付番号はこちらで記入しますので記入しないで下さい。

応　募　用　紙

国土交通省東北地方整備局
　湯沢河川国道事務所　調査第一課　宛

「雄物川水系河川整備計画（大臣管理区間）（変更素案）」について意見を発表したいので、次のとおり応募します。

（ふりがな）
氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

郵便番号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　　所　　秋田県　＿＿＿＿＿＿　市・町・村

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年齢　（○で囲んで下さい）

20 歳未満・20 代・30 代・40 代・50 代・60 歳以上

【意見の発表を希望する会場】（希望される会場を○で囲んで下さい）

①秋田会場　②大仙会場　③雄物川会場

④湯沢会場　⑤羽後会場　⑥東成瀬会場

※いただいた個人情報は、目的以外では使用いたしません。

別紙－７（意見発表応募用紙）

【発表したいご意見の要旨】　　※２００文字以内で記載して下さい。

氏　名　（ふりがな）	

※ご記入いただいた内容については、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき適切に取り扱います。ただし、いただいたご意見とともに、年齢、住所（都道府県名と市町村名のみ）を公表する場合があります。

別紙－８

「雄物川水系河川整備計画（大臣管理区間）（変更素案）」に対するご意見の発表にあたっての留意事項

「『雄物川水系河川整備計画（大臣管理区間）（変更素案）』に対する関係住民からの意見を聴く場」は、雄物川水系河川整備計画（大臣管理区間）（変更素案）について、秋田県内にお住まいの方からご意見をお聴きするものです。

（発表にあたっての留意事項）

1）ご意見の発表は、お一人につき５分を目安に行って下さい。次の方の発表もありますので、大幅に超過する場合には途中で打ち切らせていただく場合があります。
2）発表時間は、全体で１００分程度としています。
3）意見を聴く場は、公開で行います。
4）会場において、ビラ、チラシ等の配布及び掲示等はできません。
5）代理人による意見発表はできません（お申し込み本人のみ可）。
6）意見を聴く場において、質問することはできません。
7）いただいたご意見に対して、本会場では、個別にお答えすることはできませんので、その旨ご了承願います。提出していただいたご意見については、東北地方整備局の考え方を示した上で、後日公表する予定です。
8）意見の内容は、予め提出いただいている「応募用紙」に記載された意見の要旨に沿って発表して下さい。「応募用紙」に記載された範囲での発表とさせていただきます。
9）いただいたご意見について、後日確認をさせていただく場合があります。
10）ご意見の発表において、下記に該当する内容については無効といたします。
    ・個人や特定の企業、団体を誹謗中傷するような内容
    ・個人や特定の企業、団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
    ・個人や特定の企業、団体の著作権を侵害する内容
    ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
    ・営業活動等営利を目的とした内容
11）他の方の発言の支障とならないよう、ご自身の発表時間以外でのご発言はご遠慮下さい。進行に支障があると判断した場合には、ご退室いただく場合があります。
12）ご意見の発表は、事務局の記録として撮影及び録音を行います。
13）いただいたご意見とともに、発表された方の年齢、住所（都道府県名と市町村名）を公表する場合があります。

◆ 「雄物川水系河川整備計画(変更素案)」の閲覧場所　　※平成28年10月3日(月)から閲覧可能　　別紙－9

地　域	機　関	閲　覧　場　所	担 当 課	住　所	閲 覧 時 間
秋田市内	国土交通省	東北地方整備局 秋田河川国道事務所	調査第一課	〒010-0951　秋田県秋田市山王1丁目10-29	8時30分～17時00分(土日、休日を除く)
		東北地方整備局 秋田河川国道事務所 茨島出張所		〒010-0065　秋田県秋田市茨島5丁目6-28	
	秋田県	秋田県庁 本庁舎	建設部 河川砂防課	〒010-8570　秋田県秋田市山王4丁目1-1	
		秋田県 秋田地域振興局		〒010-0951　秋田県秋田市山王4丁目1-2	
	秋田市	秋田市役所 本庁舎	建設部 道路建設課	〒010-8560　秋田県秋田市山王1丁目1番1号	
		秋田市役所 雄和市民サービスセンター		〒010-1223　秋田県秋田市雄和妙法字上大部48-1	
大仙市内	国土交通省	東北地方整備局 湯沢河川国道事務所 大曲出張所		〒014-0054　秋田県大仙市大曲金谷町25-40	
		東北地方整備局 湯沢河川国道事務所 大曲国道維持出張所		〒014-0067　秋田県大仙市飯田字大道端128	
	秋田県	秋田県 仙北地域振興局		〒014-0062　秋田県大仙市大曲上栄町13-62	
	大仙市	大仙市役所 大曲南庁舎	建設部 道路河川課	〒014-0063　秋田県大仙市大曲日の出町2丁目8番4号	
		大仙市役所 神岡支所		〒019-1701　秋田県大仙市神宮寺字蓮沼16番地3	
		大仙市役所 西仙北支所		〒019-2112　秋田県大仙市刈和野字本町5	
		大仙市役所 中仙支所		〒014-0203　秋田県大仙市北長野字茶畑141	
		大仙市役所 協和支所		〒019-2411　秋田県大仙市協和境字野田4番地	
		大仙市役所 仙北支所		〒014-0805　秋田県大仙市高梨字田茂木10番地	
		大仙市役所 太田支所		〒019-1613　秋田県大仙市太田町太田字新田田尻3番地4	
		大仙市役所 南外支所		〒019-1902　秋田県大仙市南外字下袋218	
	その他	道の駅 かみおか		〒019-1702　秋田県大仙市北楢岡字船戸187	
		道の駅 なかせん		〒014-0207　秋田県大仙市長野字高畑95-1	

地　域	機　関	閲覧場所	担当課	住　所	閲覧時間
横手市内	国土交通省	東北地方整備局 湯沢河川国道事務所 十文字出張所		〒019-0522　秋田県横手市十文字町西上38-3	8時30分～17時00分(土日、休日を除く)
	秋田県	秋田県 平鹿地域振興局		〒013-8502　秋田県横手市旭川1丁目3番41号	
	横手市	横手市役所（平鹿地域振興局庁舎内）	建設課	〒013-8502　秋田県横手市旭川1丁目3番41号	
		横手市役所 増田地域局		〒019-0701　秋田県横手市増田町増田字土肥館173番地	
		横手市役所 横手地域局		〒013-8601　秋田県横手市条里1丁目1番64号（条里南庁舎）	
		横手市役所 平鹿地域局		〒013-0105　秋田県横手市平鹿町浅舞字浅舞393番地	
		横手市役所 雄物川地域局		〒013-0205　秋田県横手市雄物川町今宿字鳴田1番地	
		横手市役所 大森地域局		〒013-0514　秋田県横手市大森町字大中島268番地	
		横手市役所 十文字地域局		〒019-0527　秋田県横手市十文字町字海道下7番地	
		横手市役所 山内地域局		〒019-1108　秋田県横手市山内土渕字二瀬8番地4	
		横手市役所 大雄地域局		〒013-0461　秋田県横手市大雄字三村東18番地	
	その他	道の駅 十文字		〒019-0529　秋田県横手市十文字町字海道下21番地4	
		道の駅 さんない		〒019-1108　秋田県横手市山内土渕字小目倉沢34	
湯沢市内	国土交通省	東北地方整備局 湯沢河川国道事務所	調査第一課	〒012-0862　秋田県湯沢市関口字上寺沢64-2	
		東北地方整備局 湯沢河川国道事務所 湯沢国道維持出張所		〒012-0855　秋田県湯沢市愛宕町5丁目1-3	
		東北地方整備局 成瀬ダム工事事務所	調査設計課	〒012-0862　秋田県湯沢市関口字上寺沢64-2	
	秋田県	秋田県 雄勝地域振興局		〒012-0857　秋田県湯沢市千石町2丁目1-10	
	湯沢市	湯沢市役所 本庁舎	建設部 建設課	〒012-8501　秋田県湯沢市佐竹町1番1号	
		湯沢市役所 稲川総合支所		〒012-0105　秋田県湯沢市川連町字上平城120番地	
		湯沢市役所 雄勝総合支所		〒019-0204　秋田県湯沢市横堀字下柴田39番地	
		湯沢市役所 皆瀬総合支所		〒012-0183　秋田県湯沢市皆瀬字沢梨台51番地	
	その他	道の駅 おがち		〒019-0205　秋田県湯沢市小野字橋本90	

地　域	機　関	閲覧場所	担当課	住　所	閲覧時間
羽後町内	羽後町	羽後町役場	建設課	〒012-1131　秋田県雄勝郡羽後町西馬音内字中野177	8時30分～17時00分(土日、休日を除く)
	その他	道の駅 うご		〒012-1131　秋田県雄勝郡羽後町西馬音内字中野200	
東成瀬村内	東成瀬村	東成瀬村役場	建設課	〒019-0801　秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下30-1	
仙北市内	国土交通省	東北地方整備局 湯沢河川国道事務所 秋田駒ケ岳山系砂防出張所		〒014-1201　秋田県仙北市田沢湖生保内字駒ケ岳2-16	
		東北地方整備局 玉川ダム管理所		〒014-1205　秋田県仙北市田沢湖玉川字下水無92	
	仙北市	仙北市役所 西木庁舎	建設部 建設課	〒014-0592　秋田県仙北市西木町上荒井字古堀田47	
		仙北市役所 角館庁舎		〒014-0392　秋田県仙北市角館町東勝楽丁19	
		仙北市役所 中町庁舎		〒014-0318　秋田県仙北市角館町中町36	
		仙北市役所 田沢湖庁舎		〒014-1298　秋田県仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30	
美郷町内	美郷町	美郷町役場 本庁舎	建設課	〒019-1541　秋田県仙北郡美郷町土崎字上野乙170番地10	
		美郷町役場 六郷出張所		〒019-1404　秋田県仙北郡美郷町六郷字安楽寺122番地	8時30分～17時00分(月曜日(国民の祝日に当たる場合は翌日)を除く)
		美郷町役場 仙南出張所		〒019-1234　秋田県仙北郡美郷町飯詰字北中島37番地1	
	その他	道の駅 雁の里せんなん		〒019-1302　秋田県仙北郡美郷町金沢字下舘124	8時30分～17時00分(土日、休日を除く)